

収 支 報 告 書（令和6年分）
（平成 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふ り が な

- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

はせだなおゆきこうえんかい	
長谷田直之後援会	
群馬県伊勢崎市八幡町44番地	
長谷田 直之	(受付印) 
長谷田 公子	

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分	
☒	政 党
☐	政 党 の 支 部
☐	政 治 資 金 団 体
☐	政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☒	そ の 他 の 政 治 団 体 （資金管理団体を含む）
☐	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部
活動区域の区分	
☐	2 以上の都道府県の区域等
☒	群 馬 県 内

収支報告書作成担当者の氏名

長谷田公子

（電話連絡先）

070 - 5564 - 6271

（選管使用欄）

番 号
4439

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）	
☐ 有 ☒ 無	
* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）	
公職の種類 （選挙区等）	(現・候)
資金管理団体の 届出をした者の 氏名	

資金管理団体の指定の期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）	
* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	
公職の種類 （選挙区等）	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	0
(前 年 か ら の 繰 越 額) *前年の収支報告書から転記	----- B	0
(本 年 の 収 入 額)	-----C	0
支 出 総 額	-----D	0
翌 年 へ の 繰 越 額	-----E=A-D	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	* 会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附	* 本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政 党 匿 名 寄 附		(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を ☒

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

☐

1 領収書等の写し

☐

2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☐

3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月 6日

政治団体の名称

長谷田直之後援会

会計責任者の氏名

長谷田公子



* 代表者については解散年分のみ必要（通常は不要）

代表者の氏名

⑩

* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体指定取消届」（資金管理団体のみ）も同時に提出すること。